

1 送付の方法

1-1 利用者ログイン（利用者登録をしない場合）

建築指導課のホームページから下の画面にアクセスできます。

e-KANAGAWA 神奈川県 電子申請システム

ログイン
利用者登録
予約手続き

> 手続き申込 > 申込内容照会 > 職責署名検証

手続き申込

利用者ログイン

手続き名	建築基準法に基づく道路相談
受付時期	2025年2月27日10時45分 ~ 2025年2月27日14時00分

[利用者登録せずに申し込む方はこちら >](#)

[利用者登録される方はこちら](#)

既に利用者登録がお済みの方

利用者IDを入力してください

利用者登録時に使用したメールアドレス、
または各手続の担当部署から受領したIDをご入力ください。

パスワードを入力してください

利用者登録時に設定していただいたパスワード、
または各手続の担当部署から受領したパスワードをご入力ください。
忘れた場合、「パスワードを忘れた場合はこちら」より再設定してください。

メールアドレスを変更した場合は、ログイン後、利用者情報のメールアドレスを変更ください。

[パスワードを忘れた場合はこちら](#)

ログイン >

1 送付の方法

1-2 手続き説明

【手続き説明】が表示
説明内容を確認してください。

ログイン
利用者登録
予約手続き

手続き申込

手続き申込

手続き選択をする
メールアドレスの確認
内容を入力する
申し込みをする

手続き説明

この手続きは連絡が取れるメールアドレスの入力が必要です。
下記の内容を必ずお読みください。

※添付ファイルは一度パソコンに保存してから開くようにしてください。

手続き名	建築基準法に基づく道路相談
説明	<p>【建築基準法に基づく道路相談について】 県所管区域の市町村内において、建築基準法に基づく道路相談の資料を所管の土木事務所あて電子申請（e-kanagawa）により送付することができます。 相談内容や必要書類を所管の土木事務所の担当窓口を確認の上、送付してください。</p> <p>【所管土木事務所及び県所管区域の市町村】 ○横須賀土木事務所 まちづくり・建築指導課（046-853-8800（代表）） ・・・ 逗子市、三浦市、葉山町</p> <p>○平塚土木事務所 建築指導課（0463-22-2711（代表）） ・・・ 伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町</p> <p>○厚木土木事務所 まちづくり・建築指導課（046-223-1711（代表）） ・・・ 愛川町、清川村</p> <p>○厚木土木事務所 東部センター まちづくり・建築指導課（0467-79-2800（代表）） ・・・ 海老名市、座間市、綾瀬市</p> <p>○県西土木事務所 まちづくり・建築指導課（0465-83-5111（代表）） ・・・ 南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町</p> <p>【電子申請における注意事項】 ○オンライン提出は、県所管区域内が対象です。 横浜市、川崎市、相模原市、横浜賀市、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、厚木市、大和市、鎌倉市、藤沢市、秦野市内における建築基準法の道路の扱いについては、各市の担当窓口へお問合せください。</p> <p>○相談に必要な書類等、ご不明な点がございましたら、所管する各土木事務所の窓口へご確認ください。</p> <p>○申請された内容について、所管する各土木事務所よりご連絡させていただく場合がございます。 また、場合により、来庁をお願いすることがあります。</p> <p>○原本が必要な書類等は、別途、郵送等で提出が必要な場合があります。</p> <p>○事前相談の結果については、電話等による口頭での回答になります。</p> <p>○未判定等の詳細な調査を必要とする道路の場合回答までの目安は1か月程度かかります。</p>

1 送付の方法

1-2 手続き説明

受付時期	
問い合わせ先	
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	
ダウンロードファイル1	

<利用規約>

神奈川県e-kanagawa電子申請利用規約

(目的)
第1条 本規約は、e-kanagawa電子申請（以下「本システム」といいます。）を利用して、神奈川県（以下「県」といいます。）に行政手続に係る申請・届出・予約等を行うために必要な事項について定めるものです。

(用語の定義)
第2条 本規約において使用する用語の意義は、次の各号のとおりとします。
(1) 電子申請 インターネットを利用して行政手続の申請・届出等を行うことをいいます。
(2) 申請データ 本システムを利用して電子申請した申請内容（添付書類を含む。）をいいます。
(3) 利用者 本システムを利用する個人、法人又は団体をいいます。
(4) 利用者ID 利用者が本システムを利用するために登録するメールアドレスをいいます。
(5) 整理番号 利用者の電子申請が本システムに到達した際に発行される番号をいいます。
(6) 予約番号 利用者が本システムで面談等の予約を行った際に発行される番号をいいます。

「同意する」ボタンをクリックすることにより、この説明に同意いただけたものとみなします。

上記をご理解いただけましたら、同意して進んでください。

< 一覧へ戻る 同意する >

●●各手続の手続内容に関する各手続の担当課にお問い合わせ先
【お問合せ先は、各手続き申込画面の「手続詳細」欄をご覧ください。】

●●電子申請システムの操作に関するサポートの「よくあるご質問」を
それでもシステム操作に係る不明点が
次のコールセンターにお問い合わせ先
【システム操作に関するお問合せ先】
固定電話：0120-464-1111
携帯電話：0570-041-1111
(9:00～17:00 土日祝日及び12月29日から1月3日までを除く。)

WEBフォーム：https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/inquiryForm/inputInquiryForm_initDisplay.action（原則24時間）
FAX：06-6733-7307（原則24時間）
※FAXによるお問合せは、次の項目を必ず御記入ください。

説明及び利用規約を確認して
同意する場合は、
【同意する】をクリックして進んで
ください。

1 送付の方法

1-3 メールアドレスの確認

E-KANAGAWA 神奈川県 電子申請システム

ログイン
利用者登録
予約手続き

手続き申込 > 申込内容照会 > 職責署名検証

手続き申込

🔍 手続き選択をする | **✉️ メールアドレスの確認** | 📝 内容を入力する | 📩 申し込みをする

利用者ID入力

建築基準法に基づく道路相談 2

連絡がとれるメールアドレスを入力してください。「完了する」ボタンを押すと、入力されたメールアドレスに申込画面のURLを記載したメールを送信します。URLにアクセスして申込を行ってください。また、迷惑メール対策等を行っている場合には、「auto-kanagawa@dshinsei.e-kanagawa.lg.jp」からのメール受信が可能な設定に変更してください。上記の対策を行っても、申込画面のURLを記載したメールが届かない場合には、別のメールアドレスを使用して申込を行ってください。なお、送信元のメールアドレスに返信しても問い合わせには対応できません。最後に、携帯電話のメールでは、初期設定でURLリンク付きメールを拒否する設定をされている場合がありますので、その場合も同様にメール受信が可能な設定に変更してください。

この手続きはPCのみに対応しています。

連絡先メールアドレスを入力してください 必須

連絡先メールアドレス（確認用）を入力してください 必須

< 説明へ戻る | **完了する** >

●●各手続の手続内容に関するお問合せ●●
各手続の担当課にお問い合わせください。
(お問合せ先は、各手続申込画面の「手続き説明」を御参照ください。)

●●電子申請システムサポートの「よくある質問」もご覧ください。●●
次コールセンター
【システム操作に関するお問い合わせ先】
固定電話：0120-44-4444
携帯電話：057-44-4444
(9:00~17:00 土日祝日を除く)
WEBフォーム：https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/14000

利用者登録せずに申込み場合、メール送受信によるメールアドレスの確認が必要です。
メールアドレスを2回入力し、「完了」ボタンをクリックしてください。

1 送付の方法

1-3 メールアドレスの確認

e-KANAGAWA 神奈川県 電子申請システム

ログイン
利用者登録
予約手続き

手続き申込 > 申込内容照会 > 職責署名検証

手続き申込

メールアドレスの確認

メール送信完了

建築基準法に基づく道路相談

メールを送信しました。
受信したメールに記載されているURLにアクセスして、残りの情報を入力してください。
申込画面に進めるのはメールを送信してから24時間以内です。
この時間を過ぎた場合はメールアドレスの入力からやり直してください。

前画面で入力したメールアドレスにメールが送信されます。
受信したメールに記載されているURLにアクセスしてください。

神奈川県の各手続の担当者へお問い合わせは、各手続の申込画面をご覧ください。

電子申請システムサポートの「よくある質問」ページでもシステム操作に関するお問い合わせが可能です。次回のコールセンター受付時間（システム操作に関するお問い合わせ）は、下記のとおりです。
固定電話：0120-464-1111
携帯電話：0570-041-001（有料）
（9：00～17：00 土日祝日及び12月29日から1月3日までを除く。）
WEBフォーム：https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/inquiryForm/inputInquiryForm_initDisplay.action（原則24時間）
FAX：06-6733-7307（原則24時間）
※FAXによるお問い合わせは、次の項目を必ず御記入ください。
「氏名」「連絡先」「利用環境（OS/ブラウザ）」「申請・届出先自治体名」
これらの記載がない場合、お問い合わせに回答できない場合があります。
※本コールセンターでは、システム操作に係るお問い合わせ以外には対応できません。
手続内容に係る問合せについては、各手続の所管課にお問い合わせください。
（お問い合わせ先は、各手続の申込画面の「手続き説明」を御参照ください。）

神奈川県市町村電子自治体共同運営協議会
(e-KANAGAWA)
<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/0108/e-kanagawa/>

1 送付の方法

1-4 内容を入力

メールに記載されているURLにアクセスすると、下の画面が表示されます。

e-KANAGAWA 神奈川県 電子申請システム

ログイン
利用者登録
予約手続き

申請団体選択 | 申請書ダウンロード

手続き申込 > 申込内容照会 > 職責署名検証

手続き申込

手続き選択をする | メールアドレスの確認 | **内容を入力する** | 申し込みをする

申込

選択中の手続き名： 建築基準法に基づく道路相談 問合せ先 +開く

建築基準法に基づく道路相談

直接ご連絡をする場合がありますので、日中ご連絡がつく情報を記載してください。

申請日 必須

初期値を現在日で表示させています。
現在日以外を入力し、確認へ進むボタンから次へ進もうとするとエラーとなります。

令和 7 年 3 月 11 日

相談者氏名又は設計者氏名 必須

相談者の氏名を入力してください。

氏： 名：

法人名を入力してください。

相談者の所属する法人名を記載してください。

【相談者氏名又は設計者氏名】
今回相談の担当者氏名を入力してください。

相談者の住所又は所在地

相談者の住所又は所在地を記載してください。

相談者の区分を選択してください。

職種をチェックしてください。

- 設計事務所
- 不動産会社
- 測量会社
- 金融機関
- その他

相談者・設計者の電話番号 **必須**

確認事項があればこちらのお電話番号に問い合わせいたします。

電話番号

【相談者・設計者の電話番号】

各土木事務所からのご連絡は、原則電話により行いますので、連絡のつく電話番号を半角で入力をしてください。

道の取り扱いについて次のとおり相談します。

相談の市町村を選択してください。 **必須**

今回相談場所の市町村を選択してください。
※正しく入力しないと受付までに時間を要します。

選択してください

- 逗子市
- 三浦市
- 葉山町
- 伊勢原市
- 寒川町
- 大磯町
- 二宮町
- 愛川町
- 清川村
- 海老名市
- 座間市
- 綾瀬市
- 南足柄市
- 中井町
- 大井町
- 松田町
- 山北町
- 開成町
- 箱根町
- 真鶴町
- 湯河原町

【必須】

必ず入力してください。
入力しない場合は、
エラーになります。

【道路の相談をする市町村】

今回相談を行う道が存する
市町村を選択してください。
選択肢にない市町村は、この電子
申請では申請できません。

相談内容 **必須**

- 道路種別の判定をしてほしい
- 法42条第2項の後退方法について知りたい
- その他

【相談内容】

必ず入力してください。
その他の場合は内容を具体的に
記載してください。

現在の判定状況を選択してください。 **必須**

現在の判定状況（道路種別）を選択してください。
※道路種別はe-かなマップの神奈川県指定道路マップで検索してください。
URL : <https://www2.wagmap.jp/kanagawa-sp/>

- 未判定
- 法第42条第1項1号 に規定する道路
- 法第42条第1項2号 に規定する道路
- 法第42条第1項3号 に規定する道路
- 法第42条第1項4号 に規定する道路
- 法第42条第1項5号 に規定する道路
- 法第42条第2項 に規定する道路
- 法外の道（法42条非該当）

選択解除

【現在の判定状況】

必ず e-かなマップで調べてから
入力してください。
入力しない場合は、申請できま
せん。

計画地の住所を入力してください。 **必須**

計画地（相談地）の住所（地番）を記載してください。
計画地がない場合は相談の道付近の住所を記載するようにしてください。

相談理由を選択してください。

- 土地の売買のため
- 建築設計のため
- 不動産売買の重要事項説明資料のため
- 土地の担保価値の判断資料のため
- その他

【道路の所有・管理区分】

公道の路線名は所管の道路部局に確認してください。

複数選択は可です。該当する箇所はすべて選択してください。

公道を選択した場合、のちの書類添付で「道路査定図」「道路区域図」等が必要になります。

地域・地区を選択してください。

道路の所有・管理区分を選択してください。

道路の所有・管理区分を記載してください。
公道とは国道・県道・市町村道のことをいいます。

- 公道（例：県道〇〇号線等 路線名を以下に記載してください。）

- 公道（その他あれば以下に記載してください。）

- 国（赤道）
- 国（駐畔）
- 国（その他あれば以下に記載してください。）

- 私道（管理者名を記載してください。）

- その他あれば以下に記載してください。

所定の添付資料をご準備ください。

該当する書類があれば全て添付してください。

案内図（位置図）

添付ファイル

必須

計画地、相談の道をマーカー等で明示してください。

道路査定図・道路区域図等

添付ファイル

計画地、相談の道をマーカー等で明示してください。

《市道・県道・国道である場合》境界確定図・道路台帳等

公園の写し

添付ファイル

必須

計画地、相談の道をマーカー等で明示してください。

- ・相談の道の両側の宅地部分の公園の写しも添付してください。
- ・場合により旧公園を求める場合があります。

登記事項証明書(写)

添付ファイル

相談の道の登記事項証明書(写)

地積測量図（土地求積図）

添付ファイル

相談の道の地積測量図（土地求積図）

その他

添付ファイル

- ・計画する敷地の既存確認通知書（確認済証）(写) 及び 確認申請図面
- ・計画する敷地の現況測量図
- ・その他参考資料（写真等）

【添付資料】

事前相談様式以外の添付資料は、PDF形式にしてください。資料は、ログイン前にご用意してください。

基本的にはすべての書類を必ず添付してください。（担当から求める場合があります。）

【添付資料（その他）】

事前相談に必要な資料は所管する各土木事務所にご確認ください。

確認へ進む



入力中のデータを一時保存・読み込み

【申込データ一時保存、再読み込み時の注意事項】

- ・添付ファイルは一時保存されません。再読み込み後は、必要に応じて、ファイルを添付し直してください。
- ・パソコンに一時保存した申込データはパソコンで閲覧・加筆・修正することはできません。
- ・システムに読み込む場合は一時保存した手続きの画面でしか読み込めませんので、ご注意ください
- ・入力中の申込データをパソコンに一時保存しますので、保存した申込データの取扱いは、申請者の責任において管理をお願いします。

「入力中のデータを保存する」では申込みの手続きが完了しておりませんのでご注意ください。

※入力中の申込データをパソコンに一時保存します。

※一時保存した申込データを再度読み込みます。

↓ 入力中のデータを保存する

↑ 保存データの読み込み

1 送付の方法

1-5 申込確認

申込確認

まだ申込みは完了していません。
※下記内容でよろしければ「申込み」をクリックしてください。
建築基準法に基づく道路相談

【申込確認】が表示
申込内容を確認してください。

建築基準法に基づく道路相談

申請日	令和7年3月11日
相談者氏名又は設計者氏名	神奈川 花子
法人名	〇〇〇
相談者の住所又は所在地	〇〇〇
相談者の区分	設計事務所
相談者・設計者の電話番号	000000000000

道の取り扱いについて次のとおり相談します。

相談の市町村	逗子市
相談内容	道路種別の判定をしてほしい
現在の判定状況	未判定
計画地の住所	逗子市〇〇〇
相談理由	土地の売買のため
地域・地区	第一種低層住居専用地域
道路の所有・管理区分	国（赤道）、国（陸畔）

所定の添付資料をご準備ください。

案内図（位置図）	（サンプル）案内図.png
道路査定図・道路区域図等	（サンプル）道路査定図.jpeg
公図の写し	（サンプル）公図の写し.jpeg
登記事項証明書(写)	（サンプル）登記事項証明.jpeg
地積測量図（土地求積図）	（サンプル）地積測量図.jpeg
その他	（サンプル）当時の確認申請図書.jpeg

申込内容を確認したら
【申込み】を
クリックしてください。

< 入力へ戻る **申込み** >

1 送付の方法

1-5 申込完了

e-KANAGAWA 神奈川県 電子申請システム

ログイン
利用者登録
予約手続き

> 手続き申込 > 申込内容照会 > 職責署名検証

手続き申込

🔍 手続き選択をする | ✉️ メールアドレスの確認 | ✎ 内容を入力する | 📩 申し込みをする

申込完了

建築基準法に基づく道路相談の手続きの申込を受付しました。

申込みが完了しました。
整理番号 を記載したメールとパスワード を記載したメールを送信しました。

メールアドレスが誤っていたり、フィルタ等によりメールが届かない可能性があります。

整理番号	○○○○○○○○○○○○
パスワード	○○○○○○○○○○

整理番号 とパスワードは、今後申込状況を確認する際に必要となる大切な番号です。
特にパスワードは他人に知られないように保管してください。

なお、内容に不備がある場合は別途メール、または、お電話にてお問い合わせください。

< 一覧へ戻る

●●各手続の手続内容に関するお問い合わせ先は、各手続の担当課にお問い合わせください。 (お問合せ先は、各手続き申込画面の「手続き説明」を御参照ください。)

●●電子申請システムの操作に関するお問合せ●●
サポートの「よくあるご質問」を御確認いただき、それでもシステム操作に係る不明点が解決しない場合は、次のコールセンターにお問い合わせください。
【システム操作に関するお問合せ先 (コールセンター)】
固定電話：0120-464-119 (フリーダイヤル)
携帯電話：0570-041-001 (有料)

申込が完了すると
最初に入力したメールアドレスに、
【e-kanagawa 電子申請】申込完了通知のメールが届きます。

発行される**整理番号とパスワード**
は、資料追加等を行う場合に、必要
となります。
※整理番号とパスワードは、メール
でも送信されます。